

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積る契約金額の 100 分の 5 以上とします。入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

また、入札書の提出までに、入札保証金免除の証明書の提出又は納入済みであることを証する書類を提示しなければなりません。

2 入札保証金の還付

入札保証金は、地方自治法第 234 条第 4 項に該当する場合を除き、入札終了後に還付します。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当します。

3 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、沖縄県財務規則第 100 条第 2 項に基づき、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 5 時までに沖縄県環境保全課へ提出した場合
- (2) 過去 2 年以内に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類「第 3 号様式及び契約書の写し及び契約を履行したことを証明する書類」を令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 5 時までに沖縄県環境保全課へ提出した場合。

4 現金で納付する場合

・納付方法

- (1) 「債権・債務者登録申出書（新規・変更・追加）」及び「入札保証金納付書発行依頼書」に必要事項を記入し、環境保全課へ提出する。（令和 8 年 8 月 25 日（火曜日）午後 5 時まで）
- (2) 「債権・債務者登録申出書（新規・変更・追加）」及び「入札保証金納付書発行依頼書」に基づき納付書を発行するので、下記納付場所において納付し、領収書の写しを環境保全課へ令和 8 年 9 月 2 日（水曜日）午後 5 時までに提示する。

・納付場所

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄労働金庫、農業協同組合（県内）、商工組合中央金庫那覇支店、みずほ銀行那覇支店

・納付期間

令和 8 年 8 月 12 日（水曜日）～令和 8 年 9 月 2 日（水曜日）午後 3 時迄

・還付方法

入札終了後、登録した口座へ振り込む（落札者以外）